

令和3年度

第4回

農業委員会総会議事録

令和3年7月21日 開 会

上士幌町農業委員会

令和3年度 第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月21日(水) 午後1時30分～午後2時25分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員 (13名)

1番	須田芳美	8番	大西仁志
2番	嶋木幸男	9番	関谷光丸
3番	伊東昌弘	10番	石川信幸
4番	齋藤哲也	11番	菅原研均
5番	太田晃	12番	早坂均巳
6番	高木和也	13番	高木裕巳
7番	草野秀剛		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告事項

- 1 農業委員会活動報告
- 2 農地のあっせん結果について
- 3 その他

日程第5 協議事項

- 1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
- 2 その他

日程第6 審議事項

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 その他

- 1 農業委員会だより第50号の発行について
- 2 今後の日程について
- 3 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	渡 邊 純一郎
事務局主幹	谷 尻 常 盤
事務局専門員	綿 貫 光 義

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

3 番	伊 東 昌 弘
4 番	齋 藤 哲 也

◎日程第1 開会宣言

○1 1 番 (早坂代理)

皆さん、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、全員出席ということで、上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により在任委員の過半数が出席しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より令和3年度第4回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長より開会の挨拶をお願いいたします。

◎日程第2 会長挨拶

○議長 (高木会長)

皆さん、ご苦労様です。

今日も暑いですが、本日の総会慎重審議よろしく願いいたします。

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長 (高木会長)

それでは、日程第3、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東昌弘委員、4番齋藤哲也委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長 (高木会長)

これより議事に入ります。はじめに、日程第4、報告事項1、農業委員会活動報告について、事務局より報告願います。

○事務局（渡邊事務局長）

それでは、2ページをご覧ください。6月中の農業委員会の活動状況についてご報告いたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上が6月の活動報告とさせていただきます。

○議長（高木会長）

只今、事務局長より6月中の活動状況について報告がありましたが、何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項2 農地のあっせん結果について

○議長（高木会長）

次に報告事項2、農地のあっせん結果について、石川農地委員長より報告願います。

○10番（石川農地委員長）

それでは3ページをご覧ください。

報告事項2、農地のあっせん結果について。

農業委員会総会で農地委員会に付託となっていました、●●●●氏に係る農地あっせん申し出地について、下記のとおり取組経過を報告いたします。

農地あっせん申し出地の所在等ですが、土地の所在、上士幌町字上士幌東1線308番地、公募地目畑、面積9,651㎡他18筆、合計面積118,717㎡の土地です。

6月2日に農地委員会で現地調査後、土地の評価等協議した結果、農地委員会としては現状の状況では農地として評価はできないと判断しました。

しかし、農地を求めている農家もいるため、農地委員長と副委員長でめばしい農家を個別に確認したが、購入希望者はいませんでした。6月25日に再度農地委員会で協議した結果、農地委員会ではこの土地については農地ではないと判断いたしました。

6月30日事務局で●●氏に経過を説明、その結果あっせんを取り下げることとなりました。以上が取組結果でございます。

○議長（高木会長）

只今、石川農地委員長より報告のありました、農地のあっせん結果について、

何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(高木会長)

ないようですので、報告事項2は、これで終わります。次に移ります。

◎日程第4 報告事項3 その他について

○議長(高木会長)

次に報告事項3 その他についてこちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

(「なし」の声)

○議長(高木会長)

ないようですので、報告事項は、これで終わります。次に移ります。

◎日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長(高木会長)

日程第5、協議事項1、「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局(谷尻主幹)

4ページをご覧ください。協議事項1、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について。上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否について協議を求めます。今回は農用地区域からの除外1件の申請があります。

説明する前に、一ヶ所間違っているところがございますので訂正願います。

表の右下、変更後の土地利用計画面積の合計が、125㎡と記載されておりますが、401㎡に訂正願います。

【協議事項1について、図面及び議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(高木会長)

只今、事務局より協議事項1について提案理由の説明がありましたが、今回は農用地区域からの除外1件が出されています。番号1については、大西仁志委員の親族が関係する案件ですので、ここで退席をお願いいたします。

～ 大西仁志委員退席 ～

○議長（高木会長）

それでは、番号1についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号1については原案どおり農用地区域からの除外を認めることとして決定したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり認めることに決定いたしました。

～ 大西仁志委員着席 ～

◎日程第5 協議事項2 その他について

○議長（高木会長）

次に協議事項2 その他について、こちらからはありませんが皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、協議事項はこれで終わります。次に移ります。

◎日程第6 審議事項 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

○議長（高木会長）

日程第6、審議事項、議案第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、11ページをご覧ください。議案第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、解約が成立していると考えられますのでご審議願います。今回は、使用貸借権の1件の通知がございました。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

後程の議案、農地法4条の転用許可申請及び農用地利用集積計画でも申請がございしますが、●●●●●が堆肥保管施設を建設するため一度合意解約し、残面積を再設定するものです。

以上、ご説明いたしました。審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第1号について提案理由の説明がありました番号1の使用貸借の合意解約についてご意見を伺います。ご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号1については、原案どおり確認することとしたいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（高木会長）

次に、日程第6、審議事項、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは12ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌町長より決定の求められた、農用地利用集積計画について議決を求めます。今回は、使用貸借権の設定が1件提出されております。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありましたが、今回は、使用貸借権の設定が1件出されております。それでは番号1の使用貸借権の設定について、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号1について使用貸借権の設定することとして決定いたしたいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（高木会長）

次に日程第6、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○事務局（谷尻主幹）

14ページをご覧ください。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第7条第2項の規定により審議を求めます。今回の申請は、●●●●●が環境改善対策のための堆肥保管施設の建設1件となっております。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第3号について提案理由の説明がありましたが、皆さんからご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、議案第3号については、「農地委員会」に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、農地委員会に付託することとします。石川政策委員長よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後1時50分）

（休 憩）

（午後2時10分）

○議長（高木会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、石川農地委員長より審議結果の報告をお願いいたします。

○10番（石川農地委員長）

農地委員会に付託なった農地法第4条の規定による許可申請について審議した結果、●●●●●●からの申請施設の中で浸透柵に係る資料が不備であるため、今回の転用について保留とし資料の提出後に改めて審議することといたしましたのでご報告いたします。

○議長（高木会長）

只今、石川農地委員長から報告がありましたが番号1の●●●●●●について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号1については、農地委員会の報告のとおり資料の提出後に改めて審議することとし、今回は保留といたしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、農地委員会の報告のとおり、今回は保留することといたします。

◎日程第7 その他1 農業委員会だより第50号の発行について

○議長（高木会長）

次に、日程第7 その他1 農業委員会だより第50号の発行について事務局より説明願います。

○事務局（綿貫専門員）

28ページをご覧ください。その他1 農業委員会だより第50号の発行についてご説明いたします。

【農業委員会だより第50号の発行について朗読、説明】

以上、ご説明いたしました但総会終了後に編集委員会を開催いたしますので編集委員の皆様のご出席をお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局よりその他1について説明がありましたが、何か意見、質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、その他1はこれで終わります。

◎日程第7 その他2 今後の日程について

○議長（高木会長）

次に、日程第7 その他2 今後の日程について事務局より説明願います。

○事務局（綿貫専門員）

38ページをご覧ください。8月の日程についてご説明いたします。

【8月の日程について朗読、説明】

以上、8月の日程と、9月の総会日程についてご説明いたしました。農業委

員さんの日程調整についてよろしく願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局よりその他2について説明がありましたが、何か意見、質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、その他2はこれで終わります。

○議長（高木会長）

全体をとおして他にご意見・ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、終わっていきたいと思います。

◎ 閉会宣言

○議長（高木会長）

皆さんもコロナの予防接種も1回目、2回目と進んでいると思いますが、体調には十分気おつけていただきたいと思います。

慎重審議ありがとうございます。これをもって、令和3年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会時刻 午後2時25分）